平成２４年（フ）第１４７号
福岡県久留米市大善寺南２―10　市営大善寺団地６棟304号、住民票上の住所福岡県久留米市三潴町玉満2813番地３
債務者　古賀小百合
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米倉　智昭
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１４３２号
札幌市清田区美しが丘２条５丁目８番７号
債務者　林　　直樹
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　博和
4　破産債権の届出期間　平成24年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８５号
青森県上北郡横浜町字鶏沢54番地
債務者　新渡みわ子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　　純
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
鹿児島県鹿屋市上谷町32番19号　フレグランスハマサキ１―101号
債務者　福薗　好文
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤枝紘一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
北海道岩内郡岩内町字高台272番地の５　レジデンスはまもと102号
債務者　佐藤　友哉
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　雅之
4　破産債権の届出期間　平成24年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第３６号
石川県加賀市別所町１丁目15番地１
債務者　旬菜果こと　打出　俊之
1　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　藏石
4　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第２０２号
北海道旭川市永山９条４丁目７番12号　ビレッジN94Ｂ号室、住民票上の住所北海道旭川市豊岡７条５丁目３番15号
債務者　我妻　順子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３号
三重県度会郡南伊勢町村山1192番地３
債務者　濱地　房雄
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　破産債権の届出期間　平成24年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
鹿児島県薩摩川内市入来町副田1477番地
債務者　岩下　富之
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　史恵
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
金沢市長土塀２丁目17番６号
債務者　能登六商店こと　能登　　弘
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯森　和彦
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月３日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１７３号
福井市飯塚町第32号16番地
債務者　野坂　善一
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　直之
4　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月23日午前９時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
栃木県大田原市浅香２丁目3380番地122
債務者　永山美千代
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　桂弥
4　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月23日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第４７３号
神戸市北区鈴蘭台北町６丁目12番１―307号
債務者　山﨑　伸一
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　孝一
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１４号
広島市東区牛田東２丁目19番32―204号
債務者　野坂　映作
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　破産債権の届出期間　平成24年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
広島地方裁判所民事第４部